

「介護保険負担限度額認定」についてのご案内

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。
ただし所得の低い人等については、費用を軽減する制度（負担限度額認定）があります。

【対象の施設利用サービス】

特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院（療養病床）への入所（入院）
ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

【対象の方】 ※次のいずれの項目にも該当になる方が対象になります。（裏面参照）

- 生活保護世帯又は市民税非課税世帯（別世帯の配偶者も含む）
- 預貯金額等が一定額以下

預貯金等に該当するもの	申請書に添付
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（口座番号等がわかるページと申請日時点の最終残高がわかるページ）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、 時価評価額がわかる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
たんす預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など申請時点での負債金額が確認できる書類

※ 適切な申告を担保するために、審査決定後においても、課税状況や金融機関への資産調査を実施します。基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。

【提出書類】

1 申請書

- ☐ 配偶者がいる場合にはすべての欄を必ず記載してください。
- ☐ 申請書表面の資産金額と、通帳等の写しの金額を必ず一致させてください。

2 同意書（調査のため市が各機関へ照会することに同意するもの）

- ☐ 申請書裏面の同意書も必ず記入してください。

3 預貯金額等がわかるものの写し（通帳の写し等）※生活保護受給者は添付不要

- ☐ 提出物については、上記の預貯金等に該当するものをご確認ください。

4 成年後見人が申請する場合は、登記事項証明書の写し（発行場所：法務局）

5 境界層の場合は、境界層該当証明書（発行場所：厚生保護課）

■利用者負担段階

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件*1 (預貯金等資産については 下表をご確認ください)
第1段階	●老齢福祉年金を受給している、住民税非課税世帯*1の方 ●生活保護受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	●住民税非課税世帯*1で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万9千円以下の方	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	●住民税非課税世帯*1で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万9千円超120万円以下の方	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	●住民税非課税世帯*1で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

*1 世帯分離している配偶者も含みます。

■負担限度額のめやす（1日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）					食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床 室	従来型個室		多床室	
			特養	老健 療養型等		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	600円 (390円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,000円 (650円)
第3段階②						1,300円 (1,360円)

※施設入所者は、()内の金額となります。

【申請窓口】（受付時間：平日8時30分～17時15分）

宇陀市役所介護福祉課	電話	0745-82-3675
☎633-0291 宇陀市榛原下井足17-3	IP	0745-88-9088
大宇陀地域事務所	電話	0745-83-2251
☎633-2192 宇陀市大宇陀迫間25	IP	0745-88-9195
菟田野地域事務所	電話	0745-84-2521
☎633-2221 宇陀市菟田野松井486-1	IP	0745-88-9188
室生地域事務所	電話	0745-92-2001
☎633-0392 宇陀市室生大野1641	IP	0745-88-9182

【問い合わせ先】（受付時間：平日8時30分～17時15分）

宇陀市役所介護福祉課	電話	0745-82-3675
☎633-0291 宇陀市榛原下井足17-3	IP	0745-88-9088